



北京市院前医療救急サービス条例

北京市人民政府 zhengce.beijing.gov.cn 2016-07-22

(2016年7月22日 北京市第十四回人民代表大会常務委員会第28回会議で通過)
北京市人民代表大会常務委員会公告
[第十四回]第26号

『北京市院前医療救急サービス条例』が北京市第十四回人民代表大会常務委員会第二十八回会議を2016年7月22日に通過した。ここに公布し、2017年3月1日から施行される。

北京市人民代表大会常務委員会
2016年7月22日

目次

- 第一章 総則
- 第二章 服務機構
- 第三章 服務規範
- 第四章 服務保障
- 第五章 社会救急能力の建設
- 第六章 法律責任
- 第七章 附則

第一章 総則

- 第一条** 人々の命と健康權益を保障するため、当市の院前医療救急サービスを規範化するため、院前医療救急サービス能力とレベル向上のため、速やか、且つ有効に危篤、重篤な患者を救うために、関連法律法規をもとに、当市の実情を盛り込み、本条例を制定する。
- 第二条** 当市行政区域内の院前医療救急サービス及びその管理監督には本条例が適用される。
本条例でいうところの院前医療救急サービスとは、院前医療救急機構が、管理調整機構の管理調整に基づき、危篤、重篤な患者を院内医療救急機構での治療のために緊急搬送する際に現場での救急治療や搬送途上における緊急の治療と看護を主とする医療活動及び院内医療救急治療機構に引き継ぐまでに行われる活動を指す。
本条例でいうところの管理調整機構とは、院前医療救急に患者の受け入れを呼びかけ、人員を院前医療救急機構に移動派遣するといったサービスを提供する機構を指す。
本条例でいうところの院前医療救急機構とは、国家及び当市の規定する条件に符合し、院前医療救急サービスを行う医療機構を指す。
本条例でいうところの院内医療救急機構とは、救急外来に対する治療力を具有し、院前医療救急機構が搬送してくる患者を受け入れ、治療を行う医療機構を指す。
- 第三条** 院前医療救急サービスは、政府の行う公益事業であり、基本公衆サービスと都市の安全なオペレーションを保障するという重要な内容である。
- 第四条** 北京市人民政府は、院前医療救急サービス活動の指導を強化し、全市院前医療救急機構の計画配備や、服務規範、監督管理の統一を実施する。
北京市人民政府及び関連部門は、符合する院前医療救急サービスを特徴とする管理体制の研究・構築をし、市・区人民政府及びその関連部門の責任を明確に区別し、同時に、院前医療救急サービス活動を政府の成績評価システムに組み入れねばならない。
区人民政府は、全市の統一計画に基づき、本行政区域内の院前医療救急機構の計画立案実施面での責任を負う。
- 第五条** 市及び区の人民政府は、院前医療救急サービス事業を国民経済と社会の発展計画に組み入れ、院前医療救急サービス事業発展のための継続的資金投入を保障せねばならず、本行政区域の院前医療救急サービス事業が経済社会の発展及び住民ニーズ適応に合致するようにせねばならない。

- 第六条** 市衛生計画生育行政部門は、当市の院前医療救急サービス活動を主管し、院前医療救急サービス活動の組織・協調・監督管理の責を負うものとする。
区衛生計生行政部門は、区人民政府の統一指導と市衛生計生行政部門の業務指導下で、法に基づき本行政区域内における院前医療救急サービス活動推進の監督管理を行う。
発展改革委、財政部、計画、国土、人力社保、民政、公安、交通、教育、通信管理などの各部門は、それぞれの職責に基づき、院前医療救急サービス関連の活動を着実に実施するものとする。
- 第七条** 院前医療救急サービス機構は、国家及び当市の規定する営業範囲やサービス規範と費用徴収基準に基づき、継続的に院前医療救急サービスを提供するものとする。
院内医療救急機構は、院前医療救急機構と協力し合い、緊急、危篤、重症患者（宮本注：以下『急・危・重患者』）の引き継ぎをしっかりと行うものとする。
- 第八条** 単位（単位とは、企業や学校、団体などを指す。オーストラリアの『Entity』に近い？）及び個人は、院前医療救急機構が展開する院前医療救急サービスを尊重、これに協力し、意識して院前医療救急サービスの秩序を保たねばならない。
- 第九条** ラジオやテレビ、新聞雑誌、インターネットなど各媒体は、医療救急の公益性を宣伝し、医療救急の知識を普及し、社会の医療救急への意識向上を図らねばならない。
各級各類の学校は、医療救急知識及び技能訓練を地方における専門教育内容とし、専門組織の指導の下、学校や学生に合わせた訓練を施し、学生の安全意識と自助・相互救助能力を向上せしめねばならない。
- 第十条** 単位と個人が、慈善寄付やボランティア活動等を通じ、院前医療救急サービスに参画し、院前医療救急サービス事業をサポートすることを奨励する。
- 第十一条** 医科学研究機構や大学、医療機構の医療救急と救急外来に関する研究、医療救急と救急外来医学の技術レベルを向上させることを奨励する。
当市は、院前医療救急サービスにおける中薬の診療技術と方法を唱道し、その応用を拡大する。

第二章 サービス機構

- 第十二条** 市衛生計生行政部門及び市計画、国土部門は、当市医療機構設置計画に基づき、総合的に市内の配置、区域人口数、サービス半径、交通状況と院内医療救急機構の分布状況、診断能力といったファクターを考慮し、当市の院前医療救急機構設置計画を制定し、院前医療救急機構及びその救急活動ステーションの配備を計画・手配し、同時に社会に向け公開するものとする。
- 第十三条** 院前医療救急機構及びその救急活動ステーションは、当市院前医療救急機構の設置計画に適合していなければならない。
現有の院前医療救急機構及びその救急活動ステーションが、計画に符合せず設置されている場合には、衛生計生行政部門が計画に基づき調整をする。
- 第十四条** 院前医療救急機構及びその救急活動ステーションの建設に当たっては、統一基準に適合していなければならない。具体的な基準については、市衛生計生行政部門が国家基準と本誌の実情に合わせて定めるものとする。
- 第十五条** 院内医療救急機構の名簿や住所、救急治療力などの情報については、市衛生計生行政部門が定期的に統計や更新されたデータを、社会に向け公開されるものとする。
- 第十六条** 突発事件やいはその他公共への安全で必要とされる状況下では、全市の院前医療救急機構や院内医療救急機構及びそのスタッフと救急車両は、政府やいは関連行政部門により統一指揮・調達されるものとする。
- 第十七条** 管理調整機構は、110 や 119、122 等、都市公共サービスプラットフォームが連動するシステムを構築し、突発事件やその他の公共安全応急処置活動を共同しあって行うものとする。

第三章 サービス規範

- 第十八条** 市衛生計生行政部門は、院前医療救急サービス規範と品質管理基準を定め、社会に向け公開せねばならない；市・区衛生行政部門は、院前医療救急機構によるサービス規範の実施状況、品質管理基準の実施状況に対し、日常の管理監督検査、定期検査にあたらねばならない。
院前医療救急機構は、院前医療救急サービス規範と品質管理基準に基づき、それに相応しい管理制度を定め、定期的に救急任務の訓練をするものとする。
- 第十九条** 当市の院前医療救急サービスの専用電話番号は、『120』とする。
『999』は、赤十字会の『救護、救助、災害救助』の電話番号とする。市赤十字会は、政府の提供する一部院前医療救急サービスに協力することができる。

市赤十字会は、院前医療救急サービスを提供するが、院前医療救急機構及びその救急活動ステーションは、全市の統一計画に基づくものでなければならず、サービス基準も統一されたものを遵守せねばならない。同時に衛生計生行政部門の統一監督管理を受けねばならない。いかなる単位や個人も、救急電話番号に悪意を以て電話をする、電話回線を占有してはならない。

第二十条 管理調整機構は、人口の規模や救命コールの業務量を基に、相応しい量の専用回線を設置、入電する救命コールが滞らぬよう保障し、且つ、専門の管制官を 24 時間配置するものとする。管制官は、医療救急知識や院前医療救急機構が設置されている基本状況及び院内医療救急機構の診察能力を把握していなければならない。速やかに救命コールを受け、患者情報を質問し記録を残さねばならず、国家及び当市の関連基準に基づき分類、登録の処理をせねばならない。急・危・重患者に対しては、直近を原則に迅速に院前救急車を派遣し；急・危・重ではない患者に対しては、その他の方法で解決できることを告げるものとする。

急・危・重患者の基準については、市衛生行政部門がこれを定めるものとする。患者及びその家族或いは現場の関連者は、患者の病状や位置、連絡方法などの情報に関する管制官の問いかけに協力せねばならない。

第二十一条 院前医療救急機構の救助隊員は、速やかに救命コールの内容を聞きとり、規定時間内に出庫し；患者及びその家族と速やかに連携をとり、病状や患者自身ができる初期対応を指導し；医療救急オペレーションの規範に基づき患者治療を実施し、同時に患者を速やかに院内医療救急機構に搬送し；規定・基準に基づく院前医療救急サービス費を徴収するが、支払問題により、治療に遅れを生じさせてはならない。

第二十二条 院前医療救急機構は、患者の状況に基づき、至近地にあり、緊急度に基づき、専門的ニーズを満足させ、且つ、患者及びその家族の意向を酌むという原則を守り、患者を速やかに緊急診断治療能力の備わった院内医療救急機構に搬送せねばならない。

患者が以下の状況の一つを満たしている場合、一律に院前医療救急機構により相応しい院内医療救急機構への搬送を決定し、治療をせねばならない。

- (一) 病状が緊急を要し、命の危険があるもの；
- (二) 突発感染症や重度の精神障害が疑われるもの；
- (三) その他法律や行政法規に特別の規定があるもの。

院前医療救急機構と救助隊員は、単位或いは個人の利益のために患者搬送の原則を犯してはならない。

患者搬送の具体的方法は、市衛生計生行政部門がこれを定める。

第二十三条 患者が院内医療救急機構に搬送される前に、管理官制機構と救助隊員は、院内医療救急機構とコミュニケーションを図り、患者に関する状況を搬送先の院内医療救急機構に事前に伝え、院内医療救急機構が妥当な診察を行うための準備をできるようにするものとする。

院内医療救急機構に患者搬送後、救助隊員は患者の病状、初期段階の診療及び使用した薬剤などについて診察に当たる医師や看護師と情報交換し、患者引継記録を保存せねばならない

(ご参考：日本の消防訓令第 16 号では『現場の状況、傷病者の状態、施した応急処置の内容、症状の経過その他必要な事項を医師に告げるとともに、当該傷病者の傷病名及び傷病程度について医師の所見を聴取するよう努めるものとする』と規定されています)。

衛生計生行政部門は、協力してくれる院前医療救急機構や院内医療救急機構と協力して有効な相互連携システムを構築するものとする。

具体的方法については、市衛生行政部門がこれを定める。

第二十四条 院内医療救急機構は、24 時間開通の専用回線を設置して、衛生計生行政部門や管理官制機構や院前医療救急機構と速やかに院前医療救急関連情報を交換できるよう保障せねばならない。院内医療救急機構は、初診責任制度を堅持し、院前医療救急機構の搬送する急・危・重患者の受け入れを拒否してはならないものとする。特殊な状況により、患者の転送治療が必要な場合、初診をした医師が転送の安全性を判断し、受け入れ病院と連携し、患者の安全を保障するという前提下で、他の院内医療救急機構に転送するものとする。

第二十五条 院前医療救急機構は、無断で休業や院前医療救急サービスの提供を中断してはならず、少なくとも休業やサービスの中断をする二か月前までに、医療機構の営業許可証を最初に発行した衛生計生行政部門に報告をせねばならない；衛生計生行政部門は、報告受領後、必要な措置を講じ、域内にある院前医療救急サービスに影響を与えぬようにせねばならない。

第二十六条 院前医療救急機構や院内医療救急機構は、医療救急情報の登録や保存、とりまとめ、データ化、分析などの活動を確実に実施し、規定に基づき、市衛生計生行政部門に報告せねばならない。具体的方法は、市衛生計生行政部門がこれを定める。

市衛生計生行政部門は、全市の院前医療救急情報を情報共有する院前医療救急情報プラットフォームを構築せねばならない。

第二十七条 市衛生計生行政部門は、当市公安交通管理部門と協力しあい、域内人口の状況や交通状況と院前、院内医療救急機構の分布に応じ合理的に院前救護車両配備数を定め、人民政府に報告、承認を受けるものとする。

院前医療救急機構は、院前救護車両の定期的な検査と廃棄制度を確立し、車両及び車載医療設備や物品が国家関連標準に合致するようにして、車両を正常な状態に保たねばならない。

第二十八条 院前救護車両には、院前医療救急の統一マークと救急電話番号を塗装し、国家基準に合致した回転灯とサイレンを設置せねばならず、院前医療救急サービス以外の活動に用いてはならない。いかなる単位、個人も規定に反して無断での車両配備や院前救護以外の目的で車両を使用することは許されず、勝手に車両に回転灯とサイレンを設置してはならない。

院前救護車両には、料金メータを設置し、且つ、目立つところに価格表を掲出し、料金項目の名称や標準価格及び通報電話番号を明示すること。

第二十九条 院前医療救急機構は、急・危・重患者のために担架搬送をするが、患者家族と現場の関連者は、これに協力せねばならない。

第三十条 院前救護車両はすべて、運転手や医師、ナース、担架スタッフ等の救急スタッフを含め、患者に必要なサービス能力を具備すること。

第三十一条 院前医療救急サービス活動に従事する医師は、法に基づき医師資格を持ち、下記の条件の一つに合致していなければならない：

- (一) 臨床タイプ別救急専門医学；
- (二) 臨床タイプ別非救急性専門医学医師は、市衛生計生行政部門が指定する機構で救急医学の専門システムの訓練或いは専門研修を受け、試験に合格せねばならない。

中医学タイプの医師は、その開業範囲に基づき、院前医療救急サービス活動に従事せねばならない。院前医療救急サービス活動に従事するナースは、法に基づく看護師資格を取得していること；運転手や担架スタッフは、院前医療救急機構の救急技能訓練を受け試験に合格していること。

第三十二条 院前医療救急機構は、国家の関連規定に基づき医療救護スタッフを補助的に招聘利用することができる。

医療救護スタッフは、国家及び当市の関連規定に基づき、訓練を受け試験に合格した後に、国家の職業資格を取得することができる。院前医療救急機構は、職業資格審査を受け、同時に事前訓練と試験を通った医療救助隊員を招聘利用することができるものとする；試験に合格していないものを招聘利用してはならない。

当市の医療救助隊員の職業資格管理と招聘利用や訓練、試験に関連する規定は、市衛生計生行政部門が市人力社保行政部門と定めるものとする。

第三十三条 市発展改革行政部門は、市衛生計生行政部門や市人力社保行政部門とともに、院前医療救急サービスコストと住民収入レベル等の要素に基づき、院前医療救急サービス費用と基準を定めねばならず、経済社会発展レベルを基に適時調整を行い社会に向け公開するものとする。

当市は、院前医療救急サービスにより生じた医療サービスを都市職工医療保険や都市住民医療保険の補償範囲に含めるものとする。具体的方法については、人力社保や衛生計生行政部門とともにそれぞれ定めることとする。

第三十四条 患者及びその家族は、院前医療救急サービス費用基準に基づきこれを支払うものとする。患者及びその家族は、本人の都合により管理調整機構が派遣した院前救護車両による院前医療救急サービスをうけることを拒む場合でも、既に発生している院前救護車両の使用費を支払わねばならない。

第四章 服務保障

第三十五条 院前医療救急機構や院内医療救急機構及びその救助隊員は、法に基づき、法の保護を受けて院前医療救急活動をしており、いかなる単位や個人もこれを妨害、阻害してはならない。

第三十六条 院前救護車両は、院前医療救急任務を法律の保護を受けて執行するものであり、且つ、下記の権利を有するものとする。

- (一) 法に基づく回転灯やサイレンの使用；

- (二) バス専用車線や消防車専用車線、緊急車両専用車線の使用；
 - (三) 安全を確保するという前提で、走行車線や走行方向、走行速度と信号に制限を受けないこと；
 - (四) 駐車禁止区域或いは路上での臨時駐車；
 - (五) 駐車料金や有料道路通行料の支払免除；
- 市の衛生計生、交通、公安交通管理行政部門は、院前救護車両情報の共有システムを確立し、院前救護車両の管理と通工を保障せねばならない。

第三十七条 車両の運転手は、院前医療救急任務で走行中の院前救護車両中に対しては、停車や減速などによりこれを避けねばならず；回避することで道路交通法や法規に反しても行政処罰を免れるものとする。

第三十八条 患者に医療救急費用の支払い能力がないことが確実な場合、院前医療救急機構及び院内医療救急機構は、救助治療を実施後に、国家及び当市関連規定に基づき、疾病応急救助基金や道路交通事故社会救助基金、都市医療救助基金などに経費補助を申請できるものとする。

第三十九条 単位及び個人は、院前医用救急事業に献金した場合、法に基づき相応の企業所得税及び個人所得税の優遇政策を受けることができる。

第四十条 市・区の人民政府は、院前医療救急スタッフの確保を強化せねばならない。
市衛生計生行政部門は、人力社保等の行政部門と協力し、院前医療救急スタッフの導入や訓練及び職業の発展計画を定め、院前医療救急サービスの特徴に相応しい人員の配置転換制度や、昇給・昇格、保障メカニズムを構築せねばならない。

第五章 社会救急能力建設

第四十一条 市・区人民政府は、社会救急力を建設し、社会救急技能訓練と救急知識の宣伝普及などの活動を組織展開せねばならない。

第四十二条 市衛生計生行政部門は、医療救急規範及び社会救急能力建設の要求に基づき、統一的な社会医療救急訓練大綱と教育、審査基準を定め、社会に向けてこれを公開せねばならない。
単位及び個人は、社会医療救急訓練活動を実施する場合、統一的な訓練大綱と教育、審査基準に基づき実施しなければならない。

第四十三条 赤十字会は、法に基づき医療救急知識の普及や衛生救護の初級訓練、住民の現場救助への参加を組織するなどの職責を果たすものとする。
医学会や医学研究機構、医療機構等が、専門能力を具備し、社会医療救急訓練活動の展開をすることを奨励するものとする。
市衛生計生行政部門は、専門家の学者や専門能力を具備した組織等が単位や個人の社会医療救急訓練状況を定期的に評価し、社会にその評価結果を公開せねばならない。

第四十四条 単位及び個人は、他人が医療救急の必要性があるとした場合、救命コールをすると同時に支援を行えるものとする。
医療救急専門技能を持つ人が、救急スタッフの現場到着前に、急・危・重の患者に対して緊急現場での救助活動をした場合、その現場での緊急援助行為は法の保護を受けるものとする。
個人が医療救急知識を習得して、自助、相互救助の能力を向上させることを奨励する。

第四十五条 法に基づき成立したボランティア組織は、ボランティアの募集、組織化をして医療救急の公益性宣伝や医療救急知識の普及など、医療救急ボランティア活動を行うことができる。
単位及び個人は、ボランティア組織を通じて医療救急ボランティア活動を行うことができる。
ボランティア組織は、ボランティアに医療救急ボランティア活動が必要となる安全や衛生、医療などの条件とその保障をし、関連知識及び技能訓練を行うものとする。

第四十六条 企業および事業団体や社会組織がインターネットテクノロジーを利用して救急知識の普及や社会の救急リソースの統一利用などにより、社会の救急能力を向上させる能力を持つことを奨励する。

第四十七条 公安消防隊や消防隊の専門職員は、救護隊に相応しい必要となる基本医療救急知識と技能を把握しているものとする；応急救護隊を設置している単位は、関連人員の医療救急知識及び技能訓練を組織し、参加させて応急救護隊の医療救急能力を向上させねばならない。
製造事業体は、医療救急保障等関連内容をその単位の生産安全事故救急援助計画に組み込み、実施せねばならない。生産事業体は、当該単位における生産上の安全訓練を実施し、必要に

じた医療救急知識と技能訓練などの関連内容に基づき、生産上の事故防止や生産中に生じる事故における従業員の医療救急能力を向上させねばならない。

その他の機関や企業体、社会団体がその単位での活動を行う上での性質や特徴に基づき、従業員を救急医療知識及び技能訓練に参加させ、必要な医療救急知識及び技能を把握することを奨励するものとする。

第四十八条 映画館や体育館、空港、消防署、学校、景勝地などの公共の場所の経営管理単位は、安全保障の必要性に応じて医療救急設備や施設、薬剤を配置せねばならず、職員の医療救急知識と技能の学習会を定期的に組織し、医療救急保障能力を向上させるものとする。

市衛生計生行政部門は、社会医療救急のニーズにより、クラスやタイプ別に医療救急設備や施設、薬剤配置の指導リストを定め、且つ、社会にこれを公表するものとする。

第四十九条 大型イベント活動の主催者等は、医療救急サービス保障内容を突発事件の緊急対応計画に組み入れ、参加者に必要な医療救急サービスを保障するものとする。

第六章 法律責任

第五十条 単位及び個人は院前医療救急機構や院内医療救急機構、管理調整機構が本条例の規定に違反していることを知った場合には、衛生計生行政部門に投書や苦情を申し立てることができる。市衛生計生行政部門は、院前救急医療サービス投書や苦情申し立ての専用電話を設置し、社会にこれを公開せねばならない。

衛生計生行政部門は、投書内容や苦情を速やかに処理するものとする；公安や交通、発展改革、人力社保などの行政部門の協力を必要とする場合、関連行政部門はこれに協力せねばならない。

第五十一条 院前医療救急機構が本条例第十八条第一項に違反して、日常の監督検査及び定期審査への協力をしない場合、市或いは区衛生計生行政部門による業務改善命令を受け、**3**万元以上**5**万元以下の罰金、且つ、状況に応じて直接責任のある主幹人員及びその他の直接責任者は法に基づき処分されるものとする。

第五十二条 管理調整機構及びその管制官が本条例第二十条に違反し、規定に背くサービスを提供した場合、市衛生計生行政部門による期限付き改善命令を受け；重大な結果を招いた場合には、同時に直接責任のある主管人員及びその他の直接責任者は法に基づき処分されるものとする。

第五十三条 救助隊員が本条例第二十一条や第二十三条に違反し、規定に背くサービスを提供した場合、市或いは区衛生計生行政部門による業務改善命令を受け、院前医療救急機構に**1**万元以上**3**万元以下の罰金処分とし；重大な結果を招いた場合には、直接責任のある主管人員及びその他の直接責任者は法に基づき処分されるものとする。

第五十四条 院前医療救急機構が本条例第二十二条に違反し、規定に背いて患者の搬送をしない場合、市或いは区衛生計生行政部門による改善命令、且つ、**1**万元以上**3**万元以下の罰金；重大な結果を招いた場合には、**3**万元以上**10**万元以下の罰金、且つ、直接責任のある主管人員及びその他の直接責任者は、法に基づき処分されるものとする。

第五十五条 院内医療救急機構が本条例第二十三条や第二十四条に違反し、規定に沿わず院前医療救急機構と急・危・重患者の情報交換を拒む、或いは、院前医療救急機構が搬送した急・危・重患者を受け入れない場合、市或いは区衛生計生行政部門により**1**万元以上**5**万元以下の罰金を科されるものとする。

第五十六条 院前医療救急機構が本条例第二十五条第二項に違反し、規定された報告をせずにサービスの休業や中断をした場合、市或いは区衛生計生行政部門により**1**万元以上**5**万元以下の罰金とし；重大な結果を招いた場合には、直接責任のある主管人員及びその他の直接責任者は法に基づき処分されるものとする。

第五十七条 院前医療救急機構及びそのスタッフが本条例第二十八条第一項の規定に違反し、院前救護車両を院前医療救急サービス以外の活動に使用した場合、市或いは区衛生計生行政部門の改善命令を受け、**5000**元以上**3**万元以下の罰金；重大な結果を招いた場合には、直接責任のある主管人員及びその他の直接責任者は法に基づき処分をうけるものとする。

いかなる単位或いは個人も本条例第二十八条第二項の規定に違反し、許可なく院前救護車両を配置或いは使用した偽院前救護車両で院前医療救急サービスに使用したものは、区衛生計生行政部門による取り締まりをうけ、違法に取得した所得及びその薬品や機器などを没収され、且つ、**5**万元以上**10**万元以下の罰金が科され；違法に回転灯やサイレン等を据え付けたもの

には、公安機關交通管理部門により法に基づき強制解体・没収されるとともに罰金刑に処されるものとする

第五十八条 院前医療救急機構が本条例第三十条に違反し、規定に反して救急人員を配備した場合、市或いは区衛生計生行政部門の改善命令とともに **5000** 元以下の罰金；重大な結果を招いた場合には、直接責任のある主管人員及びその他の直接責任者は法に基づき処分を受けるものとする。

第五十九条 単位及び個人に以下の状況の一つがあり、院前医療救急サービス活動の秩序を乱し、治安管理行為違反を構成したものは、公安機關が『中華人民共和国治安管理処罰法』の規定に基づき、行政処罰をかされるものとする；犯罪を構成したものは、法に基づき刑事責任を問われるものとする。

- (一) 悪意をもった電話や救命コール及び回線を占有したもの；
- (二) 院前医療救急任務中にある院前救護車両の通行を妨害したもの；
- (三) 救助隊員に侮辱や殴打したもの、或いはその他の方法で救助隊員の治療行為を妨害したもの；
- (四) その他院前医療救急活動の秩序を乱す行為をしたもの。

第六十条 市・区人民政府及び関連行政部門、そのスタッフが院前医療救急サービス活動中に、職責を履行しない場合、違法に履行した場合、不当な行為をした場合、国家及び当市の規定に基づき、直接責任のある主管人員及びその他の直接責任者は法に行政問責に問われ、行政処分されるものとする。

第六十一条 院前医療救急機構や院内医療救急機構及びそのスタッフが、院前医療救急サービス活動中に患者の權益を毀損した場合、法に基づき民事責任を問われるものとする。

第七章 附 則

第六十二条 中医医療機構や中医タイプの開業医が、院前医療救急サービスを提供する場合、中医行政管理部门が国家及び当市の関連規定により監督管理を行うものとする。

第六十三条 本条例は **2017** 年 **3** 月 **1** 日より施行されるものとする。

<http://zhengce.beijing.gov.cn/library/192/33/50/438650/78776/index.html>

:: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: 以下は中国語原文 :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: ::

北京市院前医疗急救服务条例

北京市人民政府 zhengce.beijing.gov.cn 2016-08-22

(2016年7月22日北京市第十四届人民代表大会常务委员会第二十八次会议通过)
北京市人民代表大会常务委员会公告
[十四届] 第26号

《北京市院前医疗急救服务条例》已由北京市第十四届人民代表大会常务委员会第二十八次会议于2016年7月22日通过，现予公布，自2017年3月1日起施行。

北京市人民代表大会常务委员会
2016年7月22日

目录

- 第一章 总 则
- 第二章 服务机构
- 第三章 服务规范
- 第四章 服务保障
- 第五章 社会急救能力建设
- 第六章 法律责任
- 第七章 附 则

第一章 总 则

- 第一条** 为了保障公众生命健康权益,规范本市院前医疗急救服务,提高院前医疗急救服务能力和水平,及时、有效抢救急、危、重患者,根据有关法律、法规,结合本市实际,制定本条例。
- 第二条** 本市行政区域内的院前医疗急救服务及其监督管理适用本条例。
本条例所称院前医疗急救服务,是指院前医疗急救机构按照调度机构的调度,在将急、危、重患者送达院内医疗急救机构救治前开展的以现场抢救、转运途中紧急救治和监护为主的医疗活动以及与院内医疗急救机构的交接活动。
本条例所称调度机构,是指受理院前医疗急救呼叫、调派院前医疗急救机构提供服务的机构。
本条例所称院前医疗急救机构,是指符合国家和本市规定的条件,从事院前医疗急救服务的医疗机构。
本条例所称院内医疗急救机构,是指具有急诊抢救能力,接收、救治院前医疗急救机构转运患者的医疗机构。
- 第三条** 院前医疗急救服务是政府举办的公益性事业,是基本公共服务和城市安全运行保障的重要内容。
- 第四条** 市人民政府应当加强对院前医疗急救服务工作的领导,对全市院前医疗急救机构实施统一规划布局、统一服务规范、统一监督管理。
市人民政府及其有关部门应当研究建立符合院前医疗急救服务特点的管理体制,明确划分市、区人民政府及其有关部门的责任,并将院前医疗急救服务工作纳入政府绩效考核体系。
区人民政府按照全市统一规划,负责本行政区域内院前医疗急救机构设置规划的组织实施。
- 第五条** 市、区人民政府应当将院前医疗急救服务事业纳入国民经济和社会发展规划,持续保障院前医疗急救服务事业发展投入,保障本行政区域院前医疗急救服务事业与经济社会发展和居民需要相适应。
- 第六条** 市卫生计生行政部门主管本市院前医疗急救服务工作,负责组织、协调、监督管理院前医疗急救服务活动。
区卫生计生行政部门在区人民政府的统一领导和市卫生计生行政部门的业务指导下,依法对本行政区域内的院前医疗急救服务活动进行监督管理。
发展改革、财政、规划、国土、人力社保、民政、公安、交通、教育、通信管理等部门按照各自职责,做好院前医疗急救服务相关工作。
- 第七条** 院前医疗急救机构应当按照国家和本市规定的执业范围、服务规范和收费标准,持续提供院前医疗急救服务。
院内医疗急救机构应当配合院前医疗急救机构做好转运急、危、重患者的交接工作。
- 第八条** 单位和个人应当尊重、配合院前医疗急救机构开展院前医疗急救服务,自觉维护院前医疗急救服务秩序。
- 第九条** 广播、电视、报刊、互联网等媒体应当开展医疗急救公益性宣传,普及医疗急救知识,提高社会医疗急救意识。
各级各类学校应当将医疗急救知识和技能培训作为地方课程专题教育内容,在专业组织的指导下,开展适合学校实际和学生特点的针对性培训,提高学生的安全意识和自救、互救能力。
- 第十条** 鼓励单位和个人通过公益捐赠、志愿服务等方式,参与院前医疗急救服务,支持院前医疗急救服务事业。
- 第十一条** 鼓励医学科研机构、高等院校和医疗机构开展医疗急救和急诊医学相关研究,提高医疗急救和急诊医学科学技术水平;鼓励院前医疗急救服务使用先进医疗科学技术。
本市倡导中医药诊疗技术和方法在院前医疗急救服务中的推广和应用。

第二章 服务机构

- 第十二条** 市卫生计生行政部门和市规划、国土部门应当根据本市医疗机构设置规划,综合考虑城乡布局、区域人口数量、服务半径、交通状况和院内医疗急救机构分布情况、接诊能力等因素,编制本市院前医疗急救机构设置规划,统筹院前医疗急救机构及其急救工作站的布局,并向社会公布。
- 第十三条** 设置院前医疗急救机构及其急救工作站,应当符合本市院前医疗急救机构设置规划。
现有的院前医疗急救机构及其急救工作站设置不符合规划的,由卫生计生行政部门按照规划组织调整。
- 第十四条** 院前医疗急救机构及其急救工作站的建设应当符合统一的标准。具体标准由卫生计生行政部门根据国家标准和本市实际情况制定。

- 第十五条** 院内医疗急救机构的名录、地址、急诊抢救能力等信息，由市卫生计生行政部门定期统计、更新，并向社会公布。
- 第十六条** 在有突发事件或者其他公共安全应急需要的情况下，全市院前医疗急救机构、院内医疗急救机构及其人员和急救车辆，应当接受政府或者有关行政部门的统一指挥调度。
- 第十七条** 调度机构应当与 110、119、122 等城市公共服务平台建立联动机制，共同做好突发事件和其他公共安全应急处置工作。

第三章 服务规范

- 第十八条** 市卫生计生行政部门应当组织制定院前医疗急救服务规范和质量控制标准，并向社会公开；市、区卫生计生行政部门应当对院前医疗急救机构执行服务规范和质量控制标准的情况进行日常监督检查和定期考核。
- 院前医疗急救机构应当按照院前医疗急救服务规范和质量控制标准制定相应的管理制度，定期组织急救业务培训。
- 第十九条** 本市院前医疗急救服务的专用呼叫号码为“120”。
- “999”为市红十字会履行“救护、救助、救灾”职责的呼叫号码。市红十字会可以协助政府提供部分院前医疗急救服务。
- 市红十字会提供院前医疗急救服务，应当按照全市统一的规划设置院前医疗急救机构及其急救工作站，遵守统一的服务规范，并接受卫生计生行政部门的统一监督管理。
- 任何单位和个人不得恶意拨打、占用急救呼叫号码和线路。
- 第二十条** 调度机构应当根据人口规模、急救呼叫业务量，设置相应数量的专线电话线路，保证急救呼叫电话畅通，并配置专门的调度人员 24 小时接听急救呼叫电话。
- 调度人员应当掌握医疗急救知识、院前医疗急救机构设置基本情况和院内医疗急救机构接诊能力，及时接听急救呼叫电话，询问并记录患者信息，根据国家和本市有关标准进行分类登记处理。对急、危、重患者，按照就近原则迅速派出院前救护车；对非急、危、重患者，告知其可以通过其他方式解决。
- 急、危、重患者的具体标准，由市卫生计生行政部门制定。
- 患者及其家属或者现场相关人员应当配合调度人员询问，如实提供患者病情、位置、联系方式等信息。
- 第二十一条** 院前医疗急救机构的急救人员应当及时接听派车电话，在规定时间内出车；及时与患者及其家属取得联系，询问病情、指导自救；按照医疗急救操作规范对患者实施救治，并将患者及时转运至院内医疗急救机构；按照规定标准收取院前医疗急救服务费用，不得因收费问题延误救治。
- 第二十二条** 院前医疗急救机构应当根据患者情况，遵循就近、就急、满足专业需要、兼顾患者及其家属意愿的原则，将患者及时转运至具有相应急诊抢救能力的院内医疗急救机构。
- 患者有下列情形之一的，一律由院前医疗急救机构决定送往相应的院内医疗急救机构进行救治：
- (一) 病情危急、有生命危险的；
 - (二) 疑似突发传染病、严重精神障碍的；
 - (三) 其他法律、行政法规有特别规定的。
- 院前医疗急救机构和急救人员不得为谋取本单位利益或者个人利益，违反患者转运原则。
- 患者转运的具体办法由市卫生计生行政部门制定。
- 第二十三条** 患者被送达院内医疗急救机构前，调度机构和急救人员应当与院内医疗急救机构进行沟通，将患者有关情况提前告知拟转运的院内医疗急救机构，院内医疗急救机构应当做好接诊准备。
- 患者被送达院内医疗急救机构后，急救人员应当与接诊医生、护士交接患者病情、初步诊疗及用药情况等信息，并按照规定填写、保存病情交接单。
- 卫生计生行政部门应当组织、协调院前医疗急救机构和院内医疗急救机构建立有效衔接机制。
- 具体办法由市卫生计生行政部门制定。
- 第二十四条** 院内医疗急救机构应当设置专线电话，并保持 24 小时畅通，保证与卫生计生行政部门、调度机构、院前医疗急救机构及时沟通院前医疗急救相关信息。
- 院内医疗急救机构应当坚持首诊负责制，不得拒绝接收院前医疗急救机构转运的急、危、重患者。确因特殊情况需要转院治疗的，应当由首诊医生判断转运安全性，并联系接收医院，在保证患者安全的前提下转运至其他院内医疗急救机构。
- 第二十五条** 院前医疗急救机构不得擅自停业、中断提供院前医疗急救服务。

院前医疗急救机构因故停业、中断提供院前医疗急救服务的，应当至少于停业、中断服务前两个月向原核发医疗机构执业许可证的卫生计生行政部门报告；卫生计生行政部门接到报告后，应当采取必要措施确保该区域内的院前医疗急救服务不受影响。

第二十六条 院前医疗急救机构、院内医疗急救机构应当做好医疗急救信息的登记、保存、汇总、统计、分析等工作，并按照规定报送市卫生计生行政部门。具体办法由市卫生计生行政部门制定。

市卫生计生行政部门应当建立院前医疗急救信息平台，实现全市院前医疗急救信息共享互通。

第二十七条 市卫生计生行政部门应当会同市公安交通管理部门，根据区域人口状况、交通状况和院前、院内医疗急救机构分布情况，合理确定院前救护车配备数量，报市人民政府批准。

院前医疗急救机构应当建立院前救护车定期查验和报废制度，保持车况和车载医疗设备、物品符合国家有关标准，确保车辆处于正常待用状态。

第二十八条 院前救护车应当统一喷涂院前医疗急救标识和呼叫号码，安装符合国家标准标志灯具和警报器，不得用于院前医疗急救服务以外的其他活动。

任何单位和个人不得违反规定擅自配置、使用院前救护车提供院前医疗急救服务，不得设置、使用标志灯具、警报器。

院前救护车应当安装计价器，并在明显位置粘贴价格公示，标明收费项目名称、标准及价格举报电话。

第二十九条 院前医疗急救机构应当为有需要的急、危、重患者提供搬抬服务，患者家属和现场相关人员应当予以配合。

第三十条 每辆院前救护车应当配齐包括驾驶员、医师、护士、担架员等急救人员，具备为有需要的患者提供搬抬服务的能力。

第三十一条 从事院前医疗急救服务工作的医师应当依法取得医师执业资格，并符合下列条件之一：

- (一) 临床类别急救医学专业；
- (二) 临床类别非急救医学专业的医师，应当在市卫生计生行政部门指定的机构接受急救医学专业系统培训或者专业进修，并经考核合格。

中医类别医师应当按照其执业范围从事院前医疗急救服务工作。从事院前医疗急救服务工作的护士，应当依法取得护士执业资格；驾驶员、担架员应当经过院前医疗急救机构组织的急救技能培训并考核合格。

第三十二条 院前医疗急救机构可以聘用医疗救护员按照国家相关规定开展辅助性医疗救护工作。

医疗救护员应当按照国家和本市有关规定，经培训、考核合格后，取得国家职业资格证书。院前医疗急救机构聘用医疗救护员，应当审核其职业资格，并进行岗前培训、考核；未经考核合格的，不得聘用。

本市医疗救护员职业资格管理和聘用、培训、考核的有关规定，由市卫生计生行政部门会同市人力社保行政部门制定。

第三十三条 市发展改革行政部门应当会同市卫生计生行政部门、市人力社保行政部门，根据院前医疗急救服务成本和居民收入水平等因素确定院前医疗急救服务收费项目和标准，根据经济社会发展水平适时调整，并向社会公布。

本市将院前医疗急救服务产生的医疗服务费纳入城镇职工医疗保险、城乡居民医疗保险的报销范围。具体办法由市人力社保、卫生计生行政部门会同市有关部门分别制定。

第三十四条 患者及其家属应当按照院前医疗急救服务收费标准支付费用。

患者及其家属因自身原因拒绝接受调度机构已派出的院前救护车提供院前医疗急救服务的，应当支付已经发生的院前救护车使用费。

第四章 服务保障

第三十五条 院前医疗急救机构、院内医疗急救机构及其急救人员依法开展院前医疗急救活动受法律保护，任何单位和个人不得干扰、阻碍其正常工作。

第三十六条 院前救护车执行院前医疗急救任务受法律保护，并享有下列权利：

- (一) 依法使用警报器、标志灯具；
- (二) 使用公交专用车道、消防车通道、应急车道；
- (三) 在确保安全的前提下，不受行驶路线、行驶方向、行驶速度和信号灯的的限制；
- (四) 在禁停区域或者路段临时停车；
- (五) 免交收费停车场停车费和收费公路车辆通行费。

市卫生计生、交通、公安交通管理部门应当建立院前救护车信息共享机制，为院前救护车管理和通行提供保障。

第三十七条 机动车驾驶人在行驶中遇有执行院前医疗急救任务的院前救护车，应当采取停车、减速等方式主动避让；因避让违反道路交通安全法律、法规的，免予行政处罚。

第三十八条 患者确无能力支付医疗急救费用的，院前医疗急救机构和院内医疗急救机构实施救治后，可以依据国家和本市有关规定向疾病应急救助基金、道路交通事故社会救助基金、城乡医疗救助基金等申请经费补助。

第三十九条 单位和个人向院前医疗急救事业进行公益捐赠的，依法享受相应的企业所得税和个人所得税优惠政策。

第四十条 市、区人民政府应当加强院前医疗急救人员队伍建设。

市卫生计生行政部门应当会同市人力社保等行政部门，制定院前医疗急救人员引进、培养和职业发展规划，建立与院前医疗急救服务特点相适应的医护人员岗位轮转机制和薪酬待遇、职务晋升等激励、保障机制。

第五章 社会急救能力建设

第四十一条 市、区人民政府应当加强社会急救能力建设，组织开展社会急救技能培训和急救知识的宣传普及等工作。

第四十二条 市卫生计生行政部门应当根据医疗急救规范和社会急救能力建设要求，编制统一的社会医疗急救培训大纲和教学、考核标准，并向社会公布。

单位和个人开展社会医疗急救培训活动，应当执行统一的培训大纲和教学、考核标准。

第四十三条 红十字会应当依法履行医疗急救知识普及、初级卫生救护培训、组织群众参加现场救护等职责。鼓励医学行业协会、医学科研机构、医疗机构等具备专业能力的组织开展社会医疗急救培训活动。

市卫生计生行政部门应当组织专家学者、具备专业能力的组织等对单位和个人开展的社会医疗急救培训情况进行定期评估，并向社会公布评估结果。

第四十四条 单位和个人发现他人有医疗急救需要的，可以拨打急救呼叫电话，并提供必要帮助。

鼓励具备医疗急救专业技能的个人在急救人员到达前，对急、危、重患者实施紧急现场救护，其紧急现场救护行为受法律保护。

鼓励个人学习医疗急救知识，提高自救、互救能力。

第四十五条 依法成立的志愿者组织可以招募、组织志愿者开展医疗急救公益性宣传、普及医疗急救知识等医疗急救志愿服务活动。

单位和个人可以通过志愿者组织参与医疗急救志愿服务活动。志愿者组织应当为志愿者提供医疗急救志愿服务所需的安全、卫生、医疗等条件和保障，开展相关的知识和技能培训。

第四十六条 鼓励企事业单位、社会组织利用互联网技术宣传普及急救知识、统筹利用社会急救资源，提高社会急救能力。

第四十七条 公安消防队、专职消防队等应急救援队伍应当掌握必要的基本医疗急救知识和技能；设置应急救援队伍的单位应当组织有关人员参加医疗急救知识和技能培训，提高应急救援队伍的医疗急救能力。

生产经营单位应当将医疗急救保障等相关内容纳入本单位生产安全事故应急救援预案，并组织实施。生产经营单位组织本单位安全生产教育培训，应当根据需要设置医疗急救知识和技能培训等相关内容，提高工作人员在预防、处置生产安全事故中的医疗急救能力。

鼓励其他机关、企事业单位、社会团体根据本单位工作性质和特点，组织本单位工作人员参加医疗急救知识和技能培训，掌握必要的医疗急救知识和技能。

第四十八条 影剧院、体育场馆、机场、火车站、学校、景区等公共场所的经营管理单位应当根据安全保障需要配置医疗急救设备设施和药品，定期组织员工学习医疗急救知识和技能，提高医疗急救保障能力。

市卫生计生行政部门应当根据社会医疗急救需要，分级分类制定医疗急救设备设施、药品配置指导目录，并向社会公布。

第四十九条 大型群众性活动承办者应当将医疗急救服务保障内容纳入突发事件应急预案，为参加者提供必要的医疗急救服务保障。

第六章 法律责任

- 第五十条 单位和个人发现院前医疗急救机构、院内医疗急救机构、调度机构违反本条例规定的，可以向卫生计生行政部门投诉、举报。
卫生计生行政部门应当设立院前医疗急救服务投诉、举报电话，并向社会公布。
卫生计生行政部门应当对投诉、举报及时作出处理；需要公安、交通、发展改革、人力社保等行政部门配合的，有关行政部门应当配合。
- 第五十一条 院前医疗急救机构违反本条例第十八条第一款，拒不配合日常监督检查和定期考核的，由市或者区卫生计生行政部门责令改正，处3万元以上5万元以下罚款，并根据情节对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。
- 第五十二条 调度机构及其调度人员违反本条例第二十条，提供服务不符合规定的，由市卫生计生行政部门责令限期改正；造成严重后果的，并对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。
- 第五十三条 急救人员违反本条例第二十一条、第二十三条，提供服务不符合规定的，由市或者区卫生计生行政部门责令改正，并可对院前医疗急救机构处1万元以上3万元以下罚款；造成严重后果的，并对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。
- 第五十四条 院前医疗急救机构违反本条例第二十二条，不按照规定转运患者的，由市或者区卫生计生行政部门责令改正，并处1万元以上3万元以下罚款；造成严重后果的，处3万元以上10万元以下罚款，并对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。
- 第五十五条 院内医疗急救机构违反本条例第二十三条、第二十四条，不按照规定与院前医疗急救机构交接急、危、重患者信息或者拒不接收院前医疗急救机构转运的急、危、重患者的，由市或者区卫生计生行政部门处1万元以上5万元以下罚款。
- 第五十六条 院前医疗急救机构违反本条例第二十五条第二款，停业、中断服务前未按照规定报告的，由市或者区卫生计生行政部门处1万元以上5万元以下罚款；造成严重后果的，并对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。
- 第五十七条 院前医疗急救机构及其工作人员违反本条例第二十八条第一款规定，使用院前救护车从事院前医疗急救服务以外其他活动的，由市或者区卫生计生行政部门责令改正，并可处5000元以上3万元以下罚款；造成严重后果的，并对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。
任何单位或者个人违反本条例第二十八条第二款规定，擅自配置、使用院前救护车或者使用假院前救护车提供院前医疗急救服务的，由区卫生计生行政部门予以取缔，没收违法所得及其药品、器械，并处5万元以上10万元以下罚款；非法安装警报器、标志灯具的，由公安机关交通管理部门依法强制拆除、收缴，并处罚款。
- 第五十八条 院前医疗急救机构违反本条例第三十条，不按照规定配备急救人员的，由市或者区卫生计生行政部门责令改正，并可处5000元以下罚款；造成严重后果的，并对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。
- 第五十九条 单位和个人有下列情形之一，扰乱院前医疗急救服务工作秩序，构成违反治安管理行为的，由公安机关按照《中华人民共和国治安管理处罚法》的规定给予行政处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任：
(一) 恶意拨打、占用急救呼叫号码和线路的；
(二) 阻碍执行院前医疗急救任务的院前救护车通行的；
(三) 侮辱、殴打急救人员，或者以其他方式阻碍急救人员实施救治的；
(四) 其他扰乱院前医疗急救工作秩序的行为。
- 第六十条 市、区人民政府和有关行政部门及其工作人员在院前医疗急救服务工作中存在不履行、违法履行、不当履行职责行为的，按照国家和本市有关规定对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予行政问责和行政处分。
- 第六十一条 院前医疗急救机构、院内医疗急救机构及其工作人员在院前医疗急救服务工作中对患者合法权益造成损害的，应当依法承担民事责任。

第七章 附 则

- 第六十二条 中医医疗机构、中医类别执业医师提供院前医疗急救服务的，由中医行政管理部门按照国家和本市有关规定实施监督管理。
- 第六十三条 本条例自2017年3月1日起施行。

